

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 臨時号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)

2023年 7月 発行

松江市黒田町432番地1

0852-20-2871

令和5年4月1日より農地の貸し借りに関する制度が変わっています！！

主な変更点

半年ぶりですが、まだ完全復活とはいかず、今号は「臨時号」として情報提供をさせていただきたいと思います！！



①農業経営基盤強化促進法

- ・農用地利用集積計画(以下「集積計画」と記載)が廃止されます。(経過措置あり ※1)

②農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「機構法」と記載)

- ・農用地利用配分計画が廃止されます。
⇒農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」と記載)が創設されます。

③農地法

- ・裁定による権利設定の存続期間が20年→40年となります。

※1 経過措置とは

令和5年4月1日から令和7年3月31日の間(この間に地域計画の作成が行われ、市町村で公告がなされた場合はその日の前日まで)に、貸し借り・売買を行う場合は「集積計画」で実施できます。

なお、地域計画作成公告日以後は、農地中間管理事業か、農地法第3条により権利設定を行うことになります。

また、令和5年4月1日以前に既に貸し借りをを行っているものについては終期までそのまま継続します。

～R5.3.31	R5.4.1～R7.3.31		R7.4.1～
	地域計画作成前	地域計画作成後	
集積計画 ^②		促進計画	

①令和5年3月31日以前に県公社が借り入れて、令和5年4月1日以降に県公社から貸し付ける場合は、「促進計画」となります。

利害関係人等の意見聴取について

制度改正により、機構は促進計画を定める場合に、次に掲げる者からの意見聴取が必要となりました。(経過措置期間は集積計画にも適用されます)

- ① 促進計画の対象地が地域計画の区域内の土地である場合には、農業委員会及び市町村
- ② 促進計画の対象地が地域計画の区域外の土地である場合には、農業委員会及び利害関係人(※2)

【参考】機構法第18条3項
機構法基本要綱第6の3

※2 利害関係人とは

促進計画により賃借権の設定等を行う農用地等のある地区(大字、集落)において、借受け等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者(集落の代表者等)

つまり…

- ・借受希望者
- ・熟知者 ⇒ 農業委員、農用地利用最適化推進委員(以下「推進委員」と記載)など

聴取する方法について

○『借受希望者』

1. 県公社 HP を活用する場合(次の①、②のいずれかとなります)

- ① 県公社からの貸付案件について、促進計画書または集積計画書作成前に「農用地等借受け申込書」を市町村等から県公社へ提出いただき、農用地等の明細及び借受希望者について HP に 1 週間程度掲載する。(意見があれば、メールや電話で県公社へご連絡いただきます)
- ② 新たに借受け希望を募り、貸付判断調書により貸付者を決定(意見聴取したものとみなす)する。(従来とほぼ同じ方法)

2. 県公社 HP を活用しない場合

県公社がこれまでに行った「借受希望者の募集」により応募されたリストを活用させていただき、貸付判断調書により貸付者を決定(意見聴取したものとみなす)する。

○『熟知者』

1. 県公社 HP を活用する場合

上記『借受希望者』の1の①と同様

2. 県公社 HP を活用しない場合(次の①、②のいずれかとなります)

- ① 農業委員・推進委員等と県公社相談員が農地の権利移動に関する日々の連携活動を行う中で、中間管理事業により対象地を借受希望者が借りることについて意見があれば県公社相談員へ言っただき、県公社相談員が報告書で整理する。
- ② 県公社相談員が促進計画案または集積計画案作成時に、対象地の担当農業委員または推進委員へ案件を提示し、当該対象地を借受け希望者が借り受けることについて意見を言っただき、県公社相談員が報告書で整理する。



①1. 利害関係人の意見は必ず意見を述べていただくということではありません。

特に意見がない場合は何もされなくても結構です。

2. 意見聴取の方法は、各市町村等の実情に合った方法、案件毎に適した方法で行うこととします。

○●意見事例●○

(例 1) 当該対象地を借受け候補者である〇〇へ県公社から貸し付けることについては異論はないところであるが、対象地については、周辺のほ場に比べて、耕作に支障はないが、若干排水が悪いため、事前に借受者への理解を得たうえで、貸し付けるべきである。

(例 2) 当該対象地を借受け候補者である〇〇へ県公社から貸し付けるよりも△△へ貸し付けた方が農地の集約化に寄与すると思われる。

お知らせ

県公社の売買事業について

8月1日から県公社買入りに係る事務的経費率(出し手の所有者負担)が1.5%→2.5%に変わります。

編集後記

久しぶりの発刊となりましたが、まだまだ復活までには時間がかかりそうです(^;)時折、みなさまの活動のお役に立てるよう情報提供等していきたくて思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

暑くなってまいりましたので、お身体には十分お気をつけください。

(S.M)

